

6. 地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

(設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附則抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和32年6月1日法律第158号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和32年8月1日から施行する。

附則(昭和33年5月10日法律第144号)

この法律は、昭和33年7月1日から施行する。

附則(昭和37年4月16日法律第77号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和41年3月31日法律第16号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和41年4月1日から施行する。

附則(昭和43年6月15日法律第99号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第80号）抄

（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和58年法律第79号）の施行の日から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

7. 滋賀県青少年問題協議会条例

昭和28年10月5日
滋賀県条例第28号

(設 置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、附属機関として、滋賀県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(昭41条例42・全改、平12条例129・一部改正)

(所掌事務および意見の具申)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護およびきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護およびきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事および関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(昭41条例42・一部改正)

(組 織)

第3条 協議会は、会長および委員25人以内で組織する。

2 法第3条第3項の規定により、学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員および学識経験がある者のうちから知事が任命する。

6 委員および専門委員は、非常勤とする。

(昭43条例12・平12条例129・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 会長は、知事をもつてこれに充てる。

2 会長は、議事その他の会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、知事が定める機関において処理する。

(委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和41年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和43年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年条例第129号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

8. 滋賀県青少年問題協議会規則

昭和28年11月7日
滋賀県規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、滋賀県青少年問題協議会条例（昭和28年10月滋賀県条例第28号）第6条の規定に基づき、滋賀県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員、議事の運営、その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員)

第2条 協議会の専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(定数および表決数)

第3条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事および書記)

第4条 協議会に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

3 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認める者を幹事または書記に命じ、または委嘱することができる。

4 幹事は、協議会の委員および専門委員を助け、所掌事務を処理する。

5 書記は、委員および幹事の命を受けて協議会の庶務に従事する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるものを除く外、協議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年規則第140号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年規則第43号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年規則第18号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第28号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年規則第21号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第27号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

別表（第4条関係）

知事直轄組織	企画調整課長
総務部	総務課長
県民文化生活部	県民生活課長 男女共同参画課長 県民文化課長 人権施策推進課長
琵琶湖環境部	自然環境保全課長
健康福祉部	健康福祉政策課長 健康推進課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 生活衛生課長 子ども・青少年局長
商工観光労働部	国際課長 劳政能力開発課長
農政水産部	農業経営課長
土木交通部	交通政策課長 都市計画課長

9. 滋賀県子ども条例

平成18年3月30日
滋賀県条例第3号

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手をとりあって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（以下「育ち・育てる環境づくり」という。）について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設および学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、または通学する施設をいう。

(基本理念)

第3条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。

2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。

3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

(保護者の責務)

第5条 父母、里親その他の保護者（以下「保護者」という。）は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子

育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(育ち学ぶ施設の責務)

第7条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

(大綱の策定)

第8条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設（以下「県民等」という。）が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

(2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針

(3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項

3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第10条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第11条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(計画の策定)

第12条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する実施計画を策定するものとする。

(相談の処理)

第13条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進するに当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第14条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点を整備するものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

10. 滋賀県子ども育成大綱

滋賀県子ども育成大綱

～子どもの育ち・育てる環境づくりのために～

平成19年3月策定

I 策定の趣旨

近年、家庭での養育力や教育力の低下、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつあります。今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つために、私たちは何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければなりません。

すべての子どもが健やかに成長していくことは県民すべての願いであり、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに私たち大人が取り組めるよう、滋賀県子ども条例に基づき「滋賀県子ども育成大綱」を定め、保護者（家庭）、県民（地域社会）および育ち学ぶ施設（学校、児童福祉施設）の行動の基本となる指針、ならびに県の施策の総合的な推進を図るための指針とします。

II 基本的な考え方

すべての子どもが人権を尊重され夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（＝育ち・育てる環境づくり）を進めていくため、保護者、県民、育ち学ぶ施設、および県がそれぞれの立場で責任と役割を果たすとともに、一体となって、総合的な取組を展開します。

- 1 (1) 保護者：家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、深い愛情の中で子どもを健やかに育てます。
 - (2) 県民：子どもが県民とかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組みます。
 - (3) 育ち学ぶ施設：保護者および地域社会と連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに取り組みます。
- 2 県：育ち・育てる環境づくりに関する施策を総合的に推進します。

Ⅲ 各主体の取組指針

1-(1) 保護者の行動指針

～家庭では～

子どもは、家庭のなかで、基本的な生活習慣などを身につけます。

保護者の生活や行動様式、考え方は、一つひとつが子どもに大きな影響を及ぼします。

保護者には、家族の絆を大切にし、いつも子どもが見ているという意識を持ちながら、子どもをしっかりと見守ることが求められます。

(1) 家族の絆を大切にしましょう。

人を思いやる心、豊かな人間関係をつくる力を子どもが身につけていくために、家族が互いに信頼し合い、尊敬し合い、思いやりに包まれた家庭をつくっていかねばなりません。

(2) 子どもを愛情深く育てましょう。

子どもを深い愛情の中で育てることにより、子どもは家庭のなかでの存在感を実感します。子どもからの話には、しっかりと耳を傾け、良いことはほめ、悪いことはしっかりと叱るという厳しさも必要です。また、心配や悩みなどがなく、日頃から子どもの様子に目を配ることが大切です。

(3) 子どもの立場を考えた叱り方をしましょう。

しつけは必要ですが、感情的になって、子どもの心や身体を傷つけるような行き過ぎた叱り方は、虐待につながるおそれがあります。叱る時には、子どもの立場になって考えることが大切です。

(4) 規則正しい生活リズムを身につけさせましょう。

不規則になりがちな大人の生活が、子どもの成長に影響を及ぼします。大人がしっかりと意識して、睡眠や食事など規則正しい生活のリズムを子どもに身につけさせていくことは、子どもの健やかな成長のために大切です。

(5) ルールを守る大切さを教えましょう。

日常の生活を通して、生活や社会のルールを子どもに身につけさせることが重要です。様々な人と交流する機会を通じて社会のマナーが身についていくことから、地域の行事や活動などに子どもと一緒に参加することも大切です。

(6) 人権を大切にすることを教えましょう。

いのちの大切さや思いやりなど、人権を尊重する意識、態度を、家族などの身近な人とのかかわりのなかで身につけていきます。家族一人ひとりが人権意識を高めていかねばなりません。

(7) 様々な危険を理解させ、自ら身を守ることを教えましょう。

子どもが巻き込まれる犯罪、災害、交通事故などの様々な危険や有害な環境について、子どもに正しく理解させ、自ら身を守ることを教えるとともに、保護者自身がしっかりと見守ることが大切です。

(8) 子育ての交流の輪を広げましょう。

子育て学習会への参加や、育児経験者との交流を通じて子育てに自信を深め、子育てサークルの活動などでの仲間づくりや仲間同士での助け合いが大切です。

1-(2) 県民の行動指針

～地域社会では～

子どもは生まれ育った地域社会、地域の人々から、様々な影響を受け成長します。

地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりと子どもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが大切です。

地域の人々が互いに思いやり、人権を大切にしながら地域の絆を深め、子どもをしっかりと見守っていく必要があります。

(1) 子育てや子どもの育ちにもっと
関心を持ちましょう。

子どもは社会の宝です。もっと子どもに関心を持ち、温かい気持ちで子育て家庭を見守りながら、みんなで子育てや子どもの育ちを支援していくことが大切です。

(2) 大人が子どもに手本を示しましょう。

子どもは大人の行動を見ています。大人自らが日頃の行いや態度で社会のマナーなど正しい手本を子どもに示さなければなりません。

(3) 地域の絆を深めましょう。

子どもからお年寄りまで、地域の住民がふれあい、互いに助け合えるコミュニティにしていくことが大切です。

(4) 子どもの安全を見守り、安心して
過ごせる地域づくりに協力しま
しょう。

子どもが地域で安全に、安心して暮らせるよう、子どもをしっかりと見守る地域づくりが大切です。

(5) 虐待の疑いがあると思ったらす
ぐ連絡しましょう。

虐待は、子どもの心や身体を傷つけるだけでなく、生命をも奪ってしまうおそれがあることから、虐待の疑いがあると思ったら、速やかに市町の窓口や県の子ども家庭相談センターなどに連絡しましょう。

(6) 子どもの体験活動の場づくりに
みんなで取り組みましょう。

子どもの成長には様々な体験が必要です。子どもが自主的に参加できるよう、地域で様々な体験活動の場づくりに取り組むことが大切です。

(7) 子育てをしながら安心して働け
る職場環境をつくりましょう。

育児休業などの制度が取得しやすく、子育て期間中の勤務時間の短縮の措置が図られるなど、仕事と子育てなどの家庭生活のバランスがとれた職場にしていくことが大切です。

1-(3) 育ち学ぶ施設の行動指針

～育ちや学びの場では～

子どもは、育ち学ぶ施設で基礎的、基本的な知識、技能などを身につけます。

育ち学ぶ施設では、子どもが自ら学び、自ら考え、行動することができるなど「生きる力」をはぐくみ、保護者や地域と一体となって、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めることが求められています。

(1) 子どもの確かな学力をはぐくみましょう。

基礎、基本の徹底を図り、個性を伸ばし、将来、社会で自立できる子どもを育てていかなければなりません。

(2) 子どもの豊かな心を育てましょう。

体験的な学習などを通じて、社会生活上のルールや基本的なモラル、正義感、他人への思いやりや感動など、豊かな心をもった子どもを育てることが大切です。

(3) 子どもの健康な身体を育てましょう。

子どもが、たくましく生きるために食育をはじめ、健康な身体や体力を育成していかなければなりません。

(4) 子どもの人権意識を育てましょう。

人権を正しく理解し、日常の中で人権を尊重した行動ができる子どもを育てることが大切です。

(5) 子どもの危険回避能力を育てましょう。

子どもが、社会の様々な危険から自らを守っていくことができる能力を育てていかなければなりません。

(6) 子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さない姿勢を大切にしましょう。

子どものわずかな変化を察知できるよう、日頃の様子や態度に気を配り、子どもの不安や悩みの解決をはじめ、虐待やいじめなど様々な問題に早期に対応できるよう努めていかなければなりません。

(7) 地域に信頼される育ち学ぶ施設となるよう取組を進めましょう。

保護者や地域住民、他の施設などと連携し、様々な体験活動の実施や、子どもが安全で安心できる環境づくりに取り組み、信頼される育ち学ぶ施設となるように努めていかなければなりません。

2 県施策の取組指針

「育ち・育てる環境づくり」に関する施策を総合的に進めていくため、県は次のことに取り組んでいきます。

(1) 子どもの人権を尊重する社会環境を整えていきます。

子どもの虐待の防止やいじめの防止など、子どもの人権を尊重する社会環境づくりを進めていきます。

(2) 男女が共に子育てにかかわる社会づくりを進めます。

男女が共に子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあえるように、男女共同参画社会づくりの取組を進めていきます。

(3) 子どもにとっても、暮らしやすいまちづくりを進めます。

子どもや子育て中の保護者等、だれもが暮らしやすいまちづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザインの取組を進めていきます。

(4) 子どもが安心して生活できる安全な地域づくりを進めます。

子どもが安心して遊び、学び、生活していけるよう、また保護者も安心して子育てができるよう、犯罪や事故がなく、安心して健康的な生活ができる地域社会をめざした取組を進めます。

(5) 地域における子育て支援の取組を進めます。

子育て家庭が孤立することなく、地域で様々なかかわりを持ちながら子育てができるよう、地域の力を引きだし、地域における子育て支援機能を高めていきます。

(6) 子どもの体験や社会参加の場をふやしていきます。

地域の様々な社会資源（人材、団体、施設、自然環境等）を活かして、体験活動、社会活動、居場所づくり、遊び場づくりなど、子どもが地域の様々な人や豊かな自然、多様な文化とかかわり合う機会をふやしていきます。

(7) 子どもの「生きる力」をはぐくむ取組を進めます。

豊かな人間性、確かな学力、健康と体力をはぐくみ、自立した社会の担い手として育つよう、発達段階に応じて教育環境を整え、子どもが本来持っている力を引きだしていきます。

(8) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを支援していきます。

子育てをしながら働き続けることができるなど、子育ての状況に応じて多様な働き方を実現できる職場環境づくりを支援していきます。

(9) 困難な状況にいる子どもや家庭を支援していきます。

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、家庭や学校、地域などにおいて困難な状況にいる子どもや家庭への支援の取組を進めます。

(10) 県民の意見を施策に反映させ、各主体と協働して取り組みます。

育ち・育てる環境づくりに向けて、県民の意見を施策に反映させ、地域の人々、各種団体、NPO、企業、行政など多様な主体と協働して取組を進めていきます。

11. 滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

平成19年5月2日滋賀県訓令第45号・滋賀県教育委員会教育長訓令第16号・
滋賀県警察本部訓令第23号

改正

平成19年12月22日訓令第58号・教育委員会教育長訓令第23号・警察本部訓令第38号
平成20年4月1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第14号・警察本部訓令第16号
平成21年4月1日訓令第12号・教育委員会教育長訓令第9号・警察本部訓令第14号

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程を次のように定める。

(設 置)

第1条 子ども・青少年育成および少子化対策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県子ども・青少年施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・青少年育成および少子化対策の推進について必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 連絡員

2 本部長は、健康福祉部を担任する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

7 連絡員は、幹事とその属する課または機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

5 連絡員は、それぞれの職務に応じて、幹事を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を行う。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、健康福祉部子ども・青少年局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項を協議する。

4 連絡員会議は、健康福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事および連絡員で構成し、健康福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。
(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、健康福祉部子ども・青少年局に事務局を置く。
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成19年5月5日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 滋賀県青少年・子ども育成推進本部設置規程(昭和45年滋賀県訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第5号)

(2) 滋賀県少子化対策推進本部設置規程(平成13年滋賀県訓令第45号、滋賀県教育委員会教育長訓令第21号、滋賀県警察本部訓令第19号)

付 則 (平成19年訓令第58号・教育長訓令第23号・警本訓令第38号)

この訓令は、平成19年12月22日から施行する。

付 則 (平成20年訓令第11号・教育長訓令第14号・警本訓令第16号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年訓令第12号・教育長訓令第9号・警本訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

政	策	監					
総	務	部	長				
県	民	文	化	生	活	部	長
琵琶湖	環	境	部	長			
商	工	観	光	労	働	部	長
農	政	水	産	部	長		
土	木	交	通	部	長		
教	育	委	員	会	教	育	長
警	察	本	部	長			

別表第2（第3条関係）

知事直轄組織	広報課長 企画調整課長
総務部	総務課長 人事課長 自治振興課長
県民文化生活部	県民生活課長 男女共同参画課長 県民活動課長 県民文化課長 人権施策推進課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 森林政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 子ども・青少年局長 子ども・青少年局副局長
商工観光労働部	商工政策課長 商業振興課長 国際課長 劳政能力開発課長
農政水産部	農政課長 農業経営課長
土木交通部	監理課長 交通政策課長 都市計画課長 住宅課長
教育委員会事務局	教育総務課長 学校教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長
警察本部	生活安全企画課長 少年課長
健康福祉事務所	所長